

石川県公報

令和6年2月9日

第13680号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
○液化石油ガス販売事業者の認定（消防保安課）	1	○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出（同）	3
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定（厚生政策課）	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出（同）	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定（同）	2	○青少年に有害な興行の指定（少子化対策監室）	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出（同）	2	○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正（出納室）	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出（同）	2	○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正（同）	4
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（同）	2	公 告	
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定（同）	2	○特定調達契約に係る入札公告（医療対策課）	4
○生活保護法に基づき指定を受けた施術所の所在地の変更の届出（同）	3	○大規模小売店舗の変更の届出の公告（経営支援課）	6
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術所の所在地の変更の届出（同）	3	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告（同）	18
		○土地区画整理組合の設立認可公告（都市計画課）	21
		○入札公告（教育委員会事務局）	22
		○入札公告（警察本部）	23

告 示

石川県告示第42号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

氏名又は名称	代表者の氏名	所在地	認定年月日	認定区分
能登農業協同組合	藤田 繁信	鳳珠郡穴水町字大町ほの95番地	令和5年12月28日	第1号認定

石川県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
白山ひかり眼科	白山市横江町5001番地 イオンモール白山3階	令和6年1月1日

石川県告示第44号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
白山ひかり眼科	白山市横江町5001番地 イオンモール白山3階	令和6年1月1日

石川県告示第45号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

事業者名称	事業所		変更年月日
	名 称	所 在 地	
ショージ商事株式会社	訪問看護ステーション デイジー	新 白山市中成二丁目325番地	令和6年1月1日
		旧 白山市馬場1丁目159番地	

石川県告示第46号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

事業者名称	事業所		変更年月日
	名 称	所 在 地	
ショージ商事株式会社	訪問看護ステーション デイジー	新 白山市中成二丁目325番地	令和6年1月1日
		旧 白山市馬場1丁目159番地	

石川県告示第47号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

指定介護事業者		指定介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社クスリのアオキ	白山市松本町2512番地	クスリのアオキ高松薬局	かほく市高松ア24番2	令和5年12月1日

石川県告示第48号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社クスリのアオキ	白山市松本町2512番地	クスリのアオキ高松薬局	かほく市高松ア24番2	令和5年 12月1日

石川県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

氏 名	名 称	所 在 地		変更年月日
俵 大 輔	明日も笑顔「木のおうち」接骨院	新	河北郡津幡町字加賀爪ニ57番地1	令和6年1月1日
		旧	河北郡津幡町字中橋イ55-2	

石川県告示第50号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

氏 名	名 称	所 在 地		変更年月日
俵 大 輔	明日も笑顔「木のおうち」接骨院	新	河北郡津幡町字加賀爪ニ57番地1	令和6年1月1日
		旧	河北郡津幡町字中橋イ55-2	

石川県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
徳井 健一郎(徳井接骨院)	小松市島田町イ60-5	令和5年12月31日
中村 統治(なかむら接骨院)	河北郡津幡町字南中条リ35番地1	令和5年12月31日
干場 和規(かんまち接骨院)	鳳珠郡能登町字天坂イ54番	令和5年12月31日
牧 邦彰(まき接骨院)	鳳珠郡能登町字鶴川18-105-2	令和6年1月12日

石川県告示第52号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

氏名(名称)	所在地	廃止年月日
徳井 健一郎(徳井接骨院)	小松市島田町イ60-5	令和5年12月31日
中村 統治(なかむら接骨院)	河北郡津幡町字南中条り35番地1	令和5年12月31日
干場 和規(かんまち接骨院)	鳳珠郡能登町字天坂い54番	令和5年12月31日
牧 邦彰(まき接骨院)	鳳珠郡能登町字鶴川18-105-2	令和6年1月12日

石川県告示第53号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

1 有害興行

興行の種類	興行名	製作会社・配給会社等名
映画	Firebird ファイアバード (原題) FIREBIRD	リアリーライクフィルムズ (イギリス及びエストニア)

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和6年2月9日

石川県告示第54号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、令和6年3月4日から施行する。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

表の株式会社北国銀行鳴和支店の項中「金沢市大樋町」を「金沢市小橋町」に改める。

石川県告示第55号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、令和6年3月18日から施行する。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

表の株式会社北国銀行みずき支店の項中「金沢のみずき1丁目」を「金沢市吉原町」に改める。

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

放射線治療システム(特殊型放射線治療装置)一式の納入及び保守点検業務

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年3月31日

(4) 保守点検業務委託期間

無償保証期間終了後から5年間

(5) 納入場所

石川県立中央病院

(6) 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和5年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和5年石川県告示第140号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、5(7)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を令和6年2月29日(木)までに4(1)の場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績を有すること。

(2) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課用度係 電話番号 076-231-7859

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和6年3月21日(木)午前10時(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和6年3月21日(木)午前10時 石川県立中央病院管理局会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 無効の入札書
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) 競争入札参加者資格の申請書の配布場所及び提出場所
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Delivery and maintenance of radiotherapy system 1 set
- (2) Delivery date
By 31 March 2025
- (3) Delivery place
Ishikawa Prefectural Central Hospital
- (4) Time limit of tender
10:00 a.m. 21 March 2024
- (5) Contact point for the notice
Supplies Division Ishikawa Prefectural Central Hospital
2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920-8530 Japan TEL 076-231-7859

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス大聖寺店
加賀市大聖寺地方町10-5 ほか7筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更の年月日

(1) 建物設置者の代表者の氏名 令和3年8月24日

建物設置者の住所 令和5年9月1日

(2) 小売業者の代表者の氏名 令和3年8月24日

小売業者の住所 令和5年9月1日

4 変更する理由

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者及び住所に変更が生じたため

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者及び住所に変更が生じたため

5 届出年月日

令和6年1月29日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市産業振興部商工振興課

7 届出等の縦覧期間

令和6年2月9日から同年6月9日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年6月9日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス七塚店

かほく市遠塚口17番2 ほか2筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更の年月日

- (1) 建物設置者の代表者の氏名 令和3年8月24日
建物設置者の住所 令和5年9月1日
- (2) 小売業者の代表者の氏名 令和3年8月24日
小売業者の住所 令和5年9月1日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者及び住所に変更が生じたため
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者及び住所に変更が生じたため

5 届出年月日

令和6年1月29日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及びかほく市地域政策部企画振興課

7 届出等の縦覧期間

令和6年2月9日から同年6月9日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年6月9日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス長田町店

小松市長田町口100番 ほか4筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
(変更後) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
(変更後) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更の年月日

- (1) 建物設置者の代表者の氏名 令和3年8月24日
建物設置者の住所 令和5年9月1日
- (2) 小売業者の代表者の氏名 令和3年8月24日
小売業者の住所 令和5年9月1日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者及び住所に変更が生じたため
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者及び住所に変更が生じたため

5 届出年月日

令和6年1月29日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和6年2月9日から同年6月9日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年6月9日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス内灘店

河北郡内灘町字向栗崎り1番3 ほか2筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更の年月日

(1) 建物設置者の代表者の氏名 令和3年8月24日

建物設置者の住所 令和5年9月1日

(2) 小売業者の代表者の氏名 令和3年8月24日

小売業者の住所 令和5年9月1日

4 変更する理由

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者及び住所に変更が生じたため

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者及び住所に変更が生じたため

5 届出年月日

令和6年1月29日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び内灘町都市整備部地域産業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和6年2月9日から同年6月9日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年6月9日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス山代温泉店

加賀市山代温泉北部二丁目18番1 ほか11筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
(変更後) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
(変更後) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更の年月日

令和5年9月1日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所に変更が生じたため
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に変更が生じたため

5 届出年月日

令和6年1月29日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市産業振興部商工振興課

7 届出等の縦覧期間

令和6年2月9日から同年6月9日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年6月9日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス布市店

白山市布市2丁目66-1 ほか4筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
(変更後) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
(変更後) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更の年月日

令和5年9月1日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所に変更が生じたため
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に変更が生じたため

5 届出年月日

令和6年1月29日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課

7 届出等の縦覧期間

令和6年2月9日から同年6月9日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年6月9日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス金沢窪店

金沢市窪四丁目417番 ほか13筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更の年月日

令和5年9月1日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所に変更が生じたため
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に変更が生じたため

5 届出年月日

令和6年1月29日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和6年2月9日から同年6月9日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年6月9日

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス上林店
野々市市中林土地区画整理事業 第64街区・第65街区
 - 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
(変更後) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
(変更後) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - 3 変更の年月日
令和5年9月1日
 - 4 変更する理由
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所に変更が生じたため
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に変更が生じたため
 - 5 届出年月日
令和6年1月29日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課
 - 7 届出等の縦覧期間
令和6年2月9日から同年6月9日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和6年6月9日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス蓮花寺店
野々市市西部中央土地区画整理事業 第41街区の一部
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
(変更後) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 変更の年月日
令和5年9月1日
- 4 変更する理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に変更が生じたため
- 5 届出年月日
令和6年1月29日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課
- 7 届出等の縦覧期間
令和6年2月9日から同年6月9日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和6年6月9日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス下林店
野々市市下林4丁目581番 ほか14筆

- 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
(変更後) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
(変更後) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 変更の年月日
令和5年9月1日
- 4 変更する理由
(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所に変更が生じたため
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に変更が生じたため
- 5 届出年月日
令和6年1月29日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課
- 7 届出等の縦覧期間
令和6年2月9日から同年6月9日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和6年6月9日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス和倉温泉店
七尾市石崎町コ14番1 ほか2筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更の年月日

令和5年9月1日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所に変更が生じたため
-
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に変更が生じたため

5 届出年月日

令和6年1月29日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和6年2月9日から同年6月9日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年6月9日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス輪島店
輪島市宅田町71番 ほか7筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
(変更後)株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更の年月日

令和5年9月1日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所に変更が生じたため
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に変更が生じたため

5 届出年月日

令和6年1月29日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び輪島市産業部漆器商工課

7 届出等の縦覧期間

令和6年2月9日から同年6月9日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年6月9日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス藤野店

七尾市藤野町イ27番 ほか8筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後)株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後)株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更の年月日

令和5年9月1日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所に変更が生じたため
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に変更が生じたため

5 届出年月日

令和6年1月29日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課

- 7 届出等の縦覧期間
令和6年2月9日から同年6月9日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和6年6月9日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス額新保店
金沢市額新保1丁目365番 ほか7筆

- 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
(変更後) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
(変更後) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 変更の年月日
令和5年9月1日

- 4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所に変更が生じたため
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に変更が生じたため

- 5 届出年月日
令和6年1月29日

- 6 届出等の縦覧
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

- 7 届出等の縦覧期間
令和6年2月9日から同年6月9日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和6年6月9日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス羽咋店
羽咋市石野町口58番1 ほか3筆

- 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更の年月日

令和5年9月1日

4 変更する理由

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所に変更が生じたため

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に変更が生じたため

5 届出年月日

令和6年1月29日

6 届出等の縦覧

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び羽咋市産業建設部商工観光課

7 届出等の縦覧期間

令和6年2月9日から同年6月9日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年6月9日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス相木店

白山市相木二丁目13番1 ほか1筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更の年月日

令和5年9月1日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所に変更が生じたため
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に変更が生じたため
- 5 届出年月日
令和6年1月29日
 - 6 届出等の縦覧
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課
 - 7 届出等の縦覧期間
令和6年2月9日から同年6月9日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和6年6月9日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課
-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス小松有明店
小松市有明町39番 ほか2筆
 - 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
(変更後) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
(変更後) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - 3 変更の年月日
令和5年9月1日
 - 4 変更する理由
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所に変更が生じたため
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に変更が生じたため
 - 5 届出年月日
令和6年1月29日
 - 6 届出等の縦覧
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課
 - 7 届出等の縦覧期間
令和6年2月9日から同年6月9日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和6年6月9日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール新小松
小松市清六町315番地

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 令和5年7月25日

3 市町の意見の概要

市町名 小松市
意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

特になし

(2) 騒音の発生に係る事項

- ・荷さばき作業従事者や来店車両に対してはライト照明向きの配慮、低速走行やアイドリングストップの啓発に努めるなど、従来に増して作業人員への騒音防止意識の徹底に留意すること。
- ・当該地域における騒音規制法、振動規制法は以下のとおり指定されているため、特定施設の設置や特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、必要な届出や規制基準を遵守すること(詳細は「騒音規制のしおり」、「振動規制のしおり」を参照。URL: <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html>)。また、特定施設作業の有無に関わらず、良好な生活環境を確保するため、近隣住居等へ騒音が発生しないように配慮すること。

騒音規制法: 第3種区域

振動規制法: 第2種区域(A)

(3) 廃棄物にかかる事項等

- ・店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗については、小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則に基づき、廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届を提出すること。また、廃棄物の散乱及び悪臭発生防止を徹底するため、十分な保管施設の確保に努めるとともに、運搬及び処理においても適正な対応に努めること。

(4) その他の事項

特になし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和6年2月9日から同年3月9日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ加賀
加賀市作見町ニ60-1 ほか

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 令和5年8月8日

3 市町の意見の概要

市町名 加賀市
意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

特になし

(2) 騒音の発生に係る事項

・当該地域は、騒音規制法及び振動規制法に定める規制地域に該当する。特定施設の設置又は特定建設作業を行う場合は、加賀市環境課に届け出ること。

(3) 廃棄物にかかる事項等

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、加賀市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例、加賀市生活環境保全条例その他関係法令等を遵守すること。

(4) その他の事項

・加賀温泉駅前作見地区計画区域内に該当するため、店舗を新築・増築する場合や、看板等の工作物を新たに設置する場合は地区計画の届出が必要である。

・ふるさと石川の環境を守り育てる条例に定める地下水揚水設備を設置する場合は、加賀市環境課に届け出ること。

・自然公園法により規制される区域には該当しない。

・当該地は平成16年10月16日に試掘による分布調査を実施し、埋蔵文化財が存在しないことを確認済みである。

・加賀市生活環境保全条例その他関係法令等の規定を遵守すること。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和6年2月9日から同年3月9日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コミュニティショッピングプラザ小松

小松市園町ハ23番地1

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和5年9月22日

3 市町の意見の概要

市町名 小松市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

特になし

(2) 騒音の発生に係る事項

特になし

(3) 廃棄物にかかる事項等

特になし

(4) その他の事項

特になし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和6年2月9日から同年3月9日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コミュニティショッピングプラザ小松
小松市園町ハ23番地1
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 駐車場の位置及び収容台数
公告日 令和5年9月22日
- 3 市町の意見の概要
市町名 小松市
意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
特になし
 - (2) 騒音の発生に係る事項
 - ・荷さばき作業従事者や来店車両に対してはライト照明向きの配慮、低速走行やアイドリングストップの啓発に努めるなど、従来に増して作業人員への騒音防止意識の徹底に留意すること。
 - ・当該地域における騒音規制法、振動規制法は以下のとおり指定されているため、特定施設の設置や特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、必要な届出や規制基準を遵守すること（詳細は「騒音規制のしおり」、「振動規制のしおり」を参照。URL：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html>）。また、特定施設作業の有無に関わらず、良好な生活環境を確保するため、近隣住居等へ騒音が発生しないように配慮すること。
騒音規制法：第3種区域
振動規制法：第2種区域（A）
 - (3) 廃棄物にかかる事項等
 - ・店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗については、小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則に基づき、廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届を提出すること。また、廃棄物の散乱及び悪臭発生防止を徹底するため、十分な保管施設の確保に努めるとともに、運搬及び処理においても適正な対応に努めること。
 - (4) その他の事項
特になし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
令和6年2月9日から同年3月9日まで

土地区画整理組合の設立認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

- 1 組合の名称
能美市吉原釜屋町土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
令和6年2月9日から令和9年3月31日まで
- 3 施行地区に含まれる地域の名称
能美市吉原釜屋町甲の一部、ニの一部、ホの一部、リの一部、ルの一部
（施行地区内に介在する道路及び水路敷を含む。）
- 4 事務所の所在地

能美市吉原釜屋町イ15番地1号

5 設立認可の年月日

令和6年1月31日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

事務所の掲示場及び能美市の掲示場に掲示する。

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

石川県基礎学力調査問題作成補助委託業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書に記載のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和6年3月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 令和3年4月1日から令和5年12月1日までの間に、国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらを全て履行した者であること。

(6) 本業務で作成補助を行った石川県基礎学力調査について、令和6年度において調査問題の採点、データ集計・処理等の業務を受注可能であること。

(7) 仕様書の詳細について、学校指導課の担当者から事前に説明を受け、内容を理解した者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県教育委員会事務局学校指導課小中学校教育グループ
電話番号 076-225-1826
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付、又は電子メールにより交付
- (3) 入札説明書の交付期間
令和6年2月9日(金)から同月15日(木)までの石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで
- (4) 入札書の受領期限
令和6年2月16日(金)午前10時30分(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。)
- (5) 開札の日時及び場所
令和6年2月16日(金)午前11時30分
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎17階 教育委員会室(庶務課内)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 無効の入札書
この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年2月9日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
運転免許関係講習・受付等業務
- (2) 業務内容
入札説明書による。
- (3) 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び

指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、次に示す事項について証明する書類を添えて令和6年2月28日(水)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容等を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 令和6年2月28日(水)までに道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条第1項の規定により石川県公安委員会の認定を受けた者で、県内に本店、支店等を有するものであること。
- (3) 県若しくは県内の地方公共団体又は警視庁若しくは道府県警察本部が発注した各種委託契約を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和6年2月29日(木)までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110(内線2214)

- (2) 入札説明書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和6年3月1日(金)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和6年3月1日(金)午後1時50分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

